

労働者派遣業務にかかる書類審査 実施要領

1. 業務名 神戸市職員共済組合 労働者派遣業務
2. 業務内容 神戸市職員共済組合の厚生年金（共済年金）に関する労働者派遣業務
別紙「仕様書」のとおり
3. 契約期間 令和7年4月1日（火）～令和7年9月30日（火）
4. 契約に関する事項
 - (1) 契約の方法
契約を締結する内容は神戸市職員共済組合（以下、「本共済組合」という。）と協議のうえ、仕様書及び提案書類に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合等は、契約を締結しないことがある。
 - (2) 支払
派遣料金の支払いは、受託者が本共済組合に対して提出する履行届書を組合が確認・検査後、受託者が請求を行い、本共済組合は適正な請求書受領日から30日以内に受託者に対して支払うものとする。
 - (3) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等から暴力団の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
5. 応募資格、必要な資格・許認可等
次に掲げる条件のすべてに該当すること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
 - (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
 - (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に基づく除外措置を受けていないこと。

6. スケジュール

(1) 公募開始（実施要領配布）	令和7年2月25日（火）
(2) 質問受付締切	令和7年2月28日（金）午後5時
(3) 提案書類の提出期限	令和7年3月10日（月）午後5時
(4) 事業者選定委員会の開催（書類審査）	令和7年3月中旬（予定）
(5) 選定結果通知	令和7年3月中旬（予定）
(6) 契約締結	令和7年3月中（予定）
(7) 事業完了	令和7年9月30日（火）

7. 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

- ① 受付期間 令和7年2月25日（火）～令和7年2月28日（金）午後5時まで
② 提出方法 質問票（様式第1号）に記載し、電子メールにより送付すること。

送付先：神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル9階
神戸市職員共済組合 年金係
Email: chouki@city.kobe.lg.jp

- ③ 回答は令和7年2月28日（金）までに電子メールにより回答する。

（2）参加申請書類の提出（提案書類と同時提出も可）

「8. 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件を満たしている者で、本書類審査に参加しようとする者は、次の書類を各1部提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加資格審査申請書（様式第2号）
② 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）
③ その他参考書類（会社案内、同類事務事例等） 任意様式

（3）提案書類の提出

- ① スキルシート（略歴及び能力が分かるもの）
※スキルシートにて人材要件（必須条件・スキル）を満たすことが確認できなければ、提案は無効とする。

② 見積書

- ※見積日、見積書の有効期間、単価、会社名、住所の記載があること。
※契約は一人1時間あたりの単価契約となるため、見積金額については単価（税抜）で記載すること。（税別であることを明記すること）
③ 人材派遣業務について長期にわたり豊富な実績があることが確認できる資料
※任意様式。会社情報等でも可

(4) 参加申請書類及び提案書類の受付期間・提出場所

① 受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月10日（月）午後5時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

② 提出部数 参加申請書類及び提出書類 各1部

※データでの送付も可とする

※ただし様式第2号及び第3号については押印原本を別途提出必要

③ 提出方法 電子メール・郵送・持参による

④ 提出場所 〒650-0034 神戸市中央区京町72番地新クレセントビル9階

神戸市職員共済組合 年金係

8. 選定に関する事項

(1) 書類審査及びヒアリングの実施

提出された書類をもとに、内容について書類審査及び必要に応じて個別にヒアリングを実施する。ヒアリングの方法は参加者に対し電話・電子メール・対面により実施する。

(2) 選定方法

本提案の審査は、選定委員会において、審査員が別紙評価基準に沿って100点満点で評価を行い、最も評価点の高い一社を受託候補者として選定する。なお、最も評価点の高い者が複数となった場合は、審査委員会の委員の合議により順位を決定し、受託候補者を選定する。

※審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本共済組合ホームページに掲載する。

9. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市職員共済組合個人情報保護規程に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市職員共済組合個人情報保護規程に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0034 神戸市中央区京町 72 番地 新クレセントビル 9 階
神戸市職員共済組合 年金係
電話番号：078-322-5104
E メール：chouki@city.kobe.lg.jp

10. 評価基準

評価項目	評価基準	配点
実績	人材派遣業務に関して長期にわたり豊富な実績があるか。	20 点
労働者の選任	選任基準等が本業務において求める人物像と合致しているか。	40 点
代替労働者 の確保	予定していた派遣労働者が勤務できなくなった場合、代替派遣労働者を速やかに確保できるか。 労働者変更に際して本業務において求める人物像の基準が維持されるか。	10 点
見積金額	見積金額は、当組合が求める人材確保のために妥当な金額となっているか。	20 点
地元企業	提案者の本社所在地が神戸市内であること	10 点
合計		100 点

※地元企業加点は、本社が神戸市にある場合は満点、本社は神戸市内にないが、支社等がある場合（準地元）は満点×0.5 とする。